

地震・津波対策編

第一章 地震、津波の想定

第一節 地震の発生状況及び地震の想定

第一項 稚内市周辺における地震の発生状況



- 1 宗谷地方は北海道の中でも地震の少ない地域である。1940年4月1日から2022年3月31日の82年間のうち、稚内市で観測した有感地震（震度1以上）は108回であり、そのうち最も強い揺れは震度3を観測した。震度3を観測したのは1947年北海道西方沖地震（M6.7）、1971年サハリン西方沖地震（M6.9）、同余震（M6.3）、2006年サハリン西方沖地震（M5.9）、2008年宗谷地方北部地震（M3.6）、2013年宗谷海峡地震（M5.2）の6回である。
- 2 宗谷地方で津波を観測した地震は、過去に23回あり、このうち日本海で発生した地震は8回である。

第二項 地震の想定



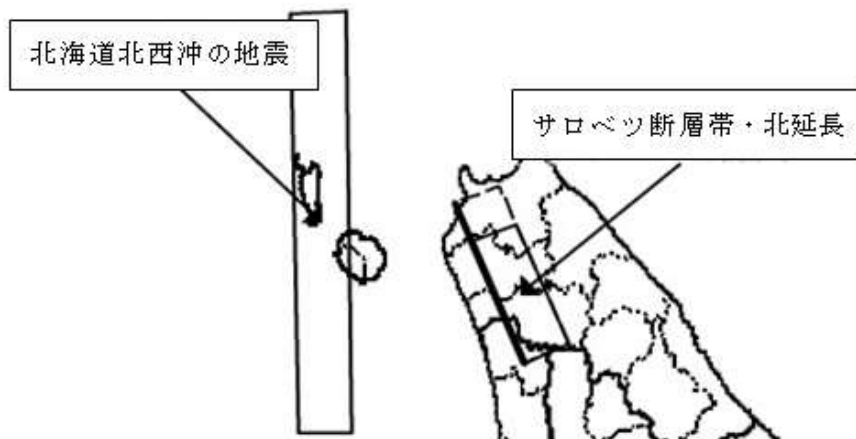
北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側に潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

1 サロベツ断層帯

内陸型地震として、豊富町から留萌管内天塩町に至るサロベツ原野付近の約44kmにわたり「サロベツ断層帯」が存在することが確認されている。地震の規模は全体としてM7.6程度と想定されている。発生間隔は約4,000年から8,000年、直近の発生は約5,100年前以後とされ、今後30年以内に発生する確率は最大4%以下となっているが、わが国における活断層の中では高いグループに属しており、また、変動が稚内市付近にまで及んでいる可能性がある（北延長）ことから警戒する必要がある。

2 北海道北西沖

海溝型地震として、北海道北西沖の地震が想定されている。発生間隔は3,900年程度、直近の発生は2,100年程度前、今後30年以内に発生する確率は0.06%～0.1%と想定されており、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。



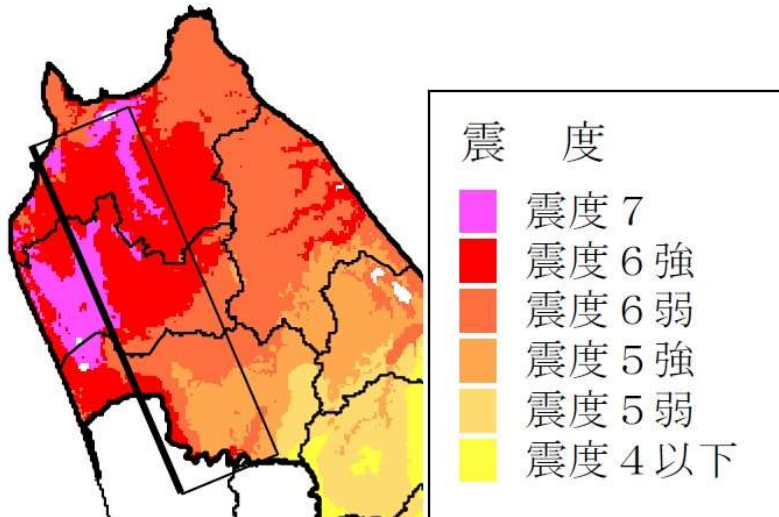
第三項 被害想定

1 サロベツ断層帯

サロベツ断層帯は断層モデルとして3パターンが想定されており、このうち稚内市での被害が最も大きくなるモデルは、断層の北側で大きく滑る想定である。

(1) 地震動

震度6弱～震度7が想定されている。



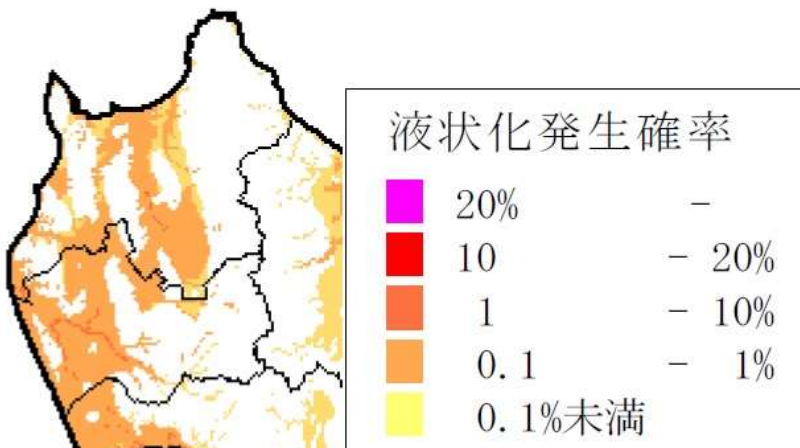
(2) 建物被害

揺れによる建物被害は、夏が全壊173棟、半壊618棟、積雪の影響がある冬が全壊594棟、半壊1,467棟と想定されている。

また、液状化により、全壊5棟、半壊8棟、急傾斜地の崩壊により、全壊24棟、半壊58棟が想定されている。

(3) 液状化

想定震度が大きい地域を中心に発生確率が高くなっている。

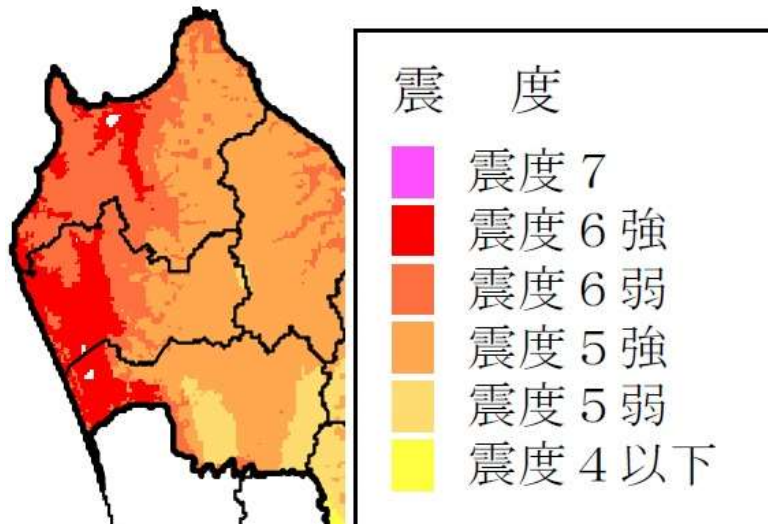


2 北海道北西沖

北海道北西沖は断層モデルとして2パターンが想定されており、このうち稚内市での被害が最も大きくなるモデルは、断層の北側で大きく滑る想定である。

(1) 地震動

震度 5 強～震度 6 強が想定されている。



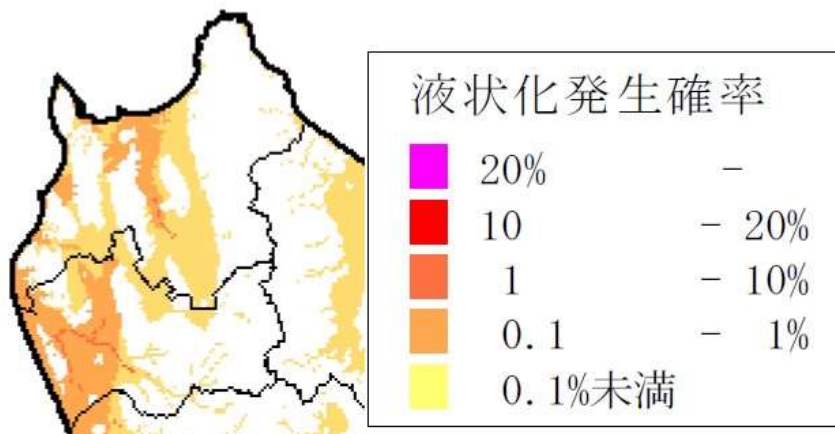
(2) 建物被害

揺れによる建物被害は、夏が全壊 127 棟、半壊 518 棟、積雪の影響がある冬が全壊 452 棟、半壊 1,313 棟と想定されている。

また、液状化により、全壊 4 棟、半壊 8 棟、急傾斜地の崩壊により、全壊 24 棟、半壊 56 棟が想定されている。

(3) 液状化

想定震度が大きい地域を中心に発生確率が高くなっている。



第二節 津波被害の想定



第一項 稚内市周辺における津波の発生状況

宗谷地方に達した 0.29m 以上の津波は 3 回発生している。このうち稚内市で津波を観測したのは、1993 年北海道南西沖地震 (M7.8) の際の最大 44cm (稚内港)、2011 年東北地方太平洋沖地震 (M9.0) の 38cm (稚内港)、1971 年サハリン西方沖地震 (M6.9) の際の最大 29cm (稚内港) などがある。

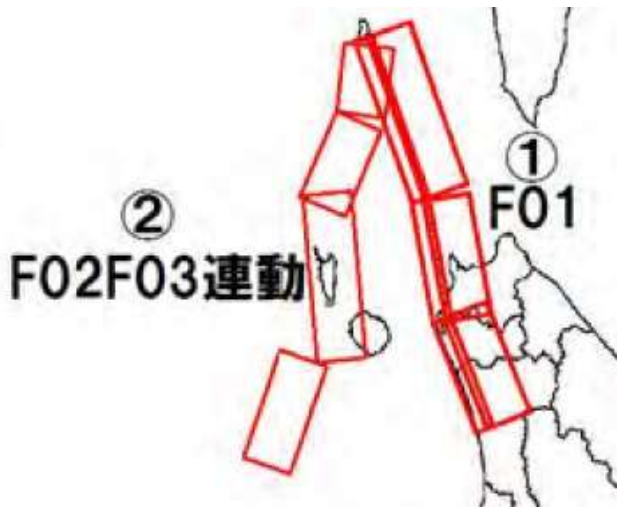
これまで宗谷地方で津波が観測された日本海で発生した地震のマグニチュードは、6.7~7.8 であるが、マグニチュードの大きさに比べ津波が広範囲におよび、局地的に大きいのが特徴で回数は少ないが警戒を要する。(M=マグニチュード：地震の規模を表す数値)



第二項 津波と津波到達域の想定

北海道により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波想定として、日本海沿岸の津波浸水予測図が平成 28 年度に見直され、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定として設定されている。

このうち、稚内市に影響の大きい日本海沿岸の津波断層モデルについては、①F01 と②F02F03 連動が考えられる。



また、各地点で予想される津波の到達時間及び高さは、次のとおり。

地点	F01		F02F03 連動		紋別沖	
	到達時間 (分)	遡上高 (m)	到達時間 (分)	遡上高 (m)	到達時間 (分)	遡上高 (m)
ノシャップ沖	8	9.36	30	10.39		
野寒布岬沖	7	8.5	29	8.58		
富士見沖	6	8.69	31	8.67		
恵比須沖	10	4.46	32	6.37		
西稚内漁港沖	6	7.95	32	8.5		
稚内港沖	15	4.63	36	5.8		
声間川河口	20	4.81	42	5.3		
富磯沖	22	7.81	42	10.4		
宗谷漁港沖	21	7.79	41	10.6		
清浜沖	21	7.02	40	11.68		
宗谷港沖	23	6.67	42	9.46		
東浦漁港沖					41	3.4
抜海沖	4	8.37	34	6.91		
勇知川河口付近	3	8.04	37	5.21		
夕来沖	2	7.33	35	3.85		

※東浦漁港沖については、平成28年度の日本海沿岸における津波浸水想定の見直しの対象外であり、北海道において今後実施される予定のオホーツク海沿岸の津波浸水想定が待たれる。なお、平成22年度における想定では、北西沖沿岸の地震で到達時間55分、高さ3.2m、紋別沖の地震で、到達時間73分、高さ4.3mとなっている。

第二章 地震災害対策

第一節 地震災害への予防対策

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第一項 大規模地震対策施設計画



大規模な地震による災害の発生を想定し、次の港湾物流機能及び市民の避難場所等、並びに緊急輸送機能としての防災拠点を確保するものとする。また、水産活動を早期再開するための耐震施設を確保する。

- 1 稚内港中央埠頭 耐震強化岸壁（水深 6m、岸壁延長 160m）
- 2 稚内港北埠頭 避難緑地（4ha）
- 3 宗谷港 避難緑地（1ha）
- 4 稚内港中央埠頭 緊急支援物資保管用地（0.5ha）
- 5 稚内空港（基本施設等）
- 6 東浦漁港 耐震強化岸壁

第二項 避難計画



地震災害から市民の生命、身体を保護するため、指定緊急避難場所、指定避難所の整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 指定緊急避難場所の確保及び管理

市は、地震及び津波災害から市民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難ができるよう整備しておくものとする。（資料編「資料 49」）

なお、指定緊急避難場所は、基本対策編第六節第一項「別表 指定緊急避難場所」のとおり指定している。

2 指定避難所の確保及び管理

市は、地震及び津波による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保するものとする。

(1) 指定避難所

指定避難所は、基本対策編第六節第一項「別表 指定避難所」のとおり指定している。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知

(1) 場所等の周知

市は、地域市民に対し、次の事項について周知を図るものとする。

- ア 指定緊急避難場所の名称
- イ 指定緊急避難場所の所在地
- ウ 避難対象の地区割り
- エ その他の必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難後の心得

第三項 建築物の耐震化の促進



市は、建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、稚内市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や相談、情報提供等を図るものとする。

また、道及び市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図るとともに、倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するものとする。

特に防災拠点や避難施設を結ぶ緊急輸送道路等、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進するものとする。

第二節 発災後の応急対策



第一項 災害広報

市は、地震の発生時に市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

このため、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、次のとおりとする。

1 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
- (2) 指定緊急避難場所等について（指定避難所の位置、指定緊急避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 市民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のために必要とする事項

2 広報の方法

あらゆる広報媒体（緊急告知防災ラジオ、防災情報メール、稚内市ホームページ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

第二項 避難救出対策



地震災害時において、市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置及び救助救出については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導に当たっては、円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な要支援者に関しては、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。

- 2 避難救出にあたっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の市民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 市民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び指定避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

4 指定避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。また、指定避難所の運営に関しては、町内会、自主防災組織及びボランティア組織等の協力を得るものとする。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

第三項 地震火災等対策



大規模な地震が発生した場合には、建物の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地の延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがあり、被災地への出動に時間がかかるなど消防能力の低下が予想される。

このため、消火作業上必要な第一次的措置については、消防署において実施するが、火災発生及びその拡大を最小限度に食止めるため、市民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるとともに、市における消火活動に関する計画は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めによるほか次のとおりとする。

1 消防活動体制の整備

稚内地区消防事務組合は、市の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備に努めるものとする。

2 火災発生、被害拡大区域の把握

稚内地区消防事務組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、危険区域を把握し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。

3 応援協定

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

第四項 生活関連施設対策



地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

1 水道施設

- (1) 環境対策部給水班は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

- (1) 環境対策部下水道班は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、市民の生活排水に関する不安解消を図るものとする。

3 電気

- (1) 北海道電力ネットワーク(株)稚内ネットワークセンターは、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- (2) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、市民の不安解消に努める。

4 電話

- (1) 東日本電信電話(株)北海道事業部は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になる又は通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

- (2) 地震災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど市民の不安解消に努める。

5 放送

地震災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災市民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

FMわっかない、NHKなどの放送機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

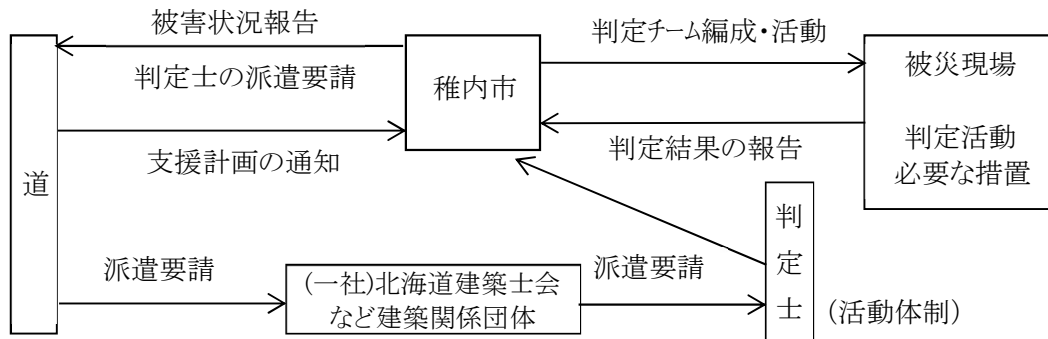
第五項 被災建築物安全対策



被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び市（建設対策部都市整備班）は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対し、二次災害の発生を防止することを目的とした、行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であるため、余震等で被害が進んだ場合または適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。



第六項 広域応援

市及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

- (1) 市は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 市は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村からの応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (3) 稚内地区消防事務組合消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
- (4) 稚内地区消防事務組合消防本部は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村からの応援の受け入れ体制を確立しておく。

[資料参考]

- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料編「資料 05」「資料 06」）
- ・災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書（資料編「資料 07」「資料 08」）
- ・北海道広域消防相互応援協定（資料編「資料 09」）
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料編「資料 10」）
- ・緊急消防援助隊要綱（資料編「資料 11」）



第三章 津波対策

地震の発生後は、津波に対する警戒が必要で、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の危険性があるので正しい情報を入手することが重要となる。

市域の沿岸、河口部には、標高の低い箇所があり、津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたときの避難行動は迅速に行う必要がある。

本章は、津波情報の伝達系統及び警戒体制や避難計画について定める。

第一節 津波災害への予防対策



第一項 津波情報の伝達と普及・啓発

1 津波情報の伝達体制の整備

(1) 伝達方法

津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、沿岸市民に対しては次により伝達を行うものとする。

ア 緊急告知防災ラジオを使用しての放送（エフエムわからないの活用）

イ 稚内市防災情報メール配信サービスによる伝達

ウ 北海道防災情報システムを活用したLアラートによる伝達

エ 緊急速報メール

2 通信訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

3 津波警報等の周知徹底

(1) 一般市民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4以上程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難すること。

イ 揺れを感じなくても、津波注意報、津波警報及び大津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難すること。

ウ ラジオ、テレビ、広報車などを通じ正しい情報を入手すること。

エ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報等解除まで気をゆるめないこと。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4以上程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外避難すること。

イ 揺れを感じなくても、津波注意報、津波警報及び大津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（水深が深く広い海域）に避難すること。

ウ ラジオ、テレビ、広報車などを通じ正しい情報を入手すること。

エ 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固定するなど最善の措置をとること。

オ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報等解除まで気をゆるめないこと。

・津波に対する船舶対応表

	津波襲来までの 時間的余裕	港内着岸船			錨泊船	航行船	
		危険物積 載船舶	一般船舶	小型船		大型船 中型船	小型船
【注意喚起】							
津波予報		情報注意	情報注意	情報注意	情報注意 避難準備	情報注意 避難準備	情報注意 避難準備
【警戒態勢】							
津波注意報		荷役・作業 中止係留強 化または 港外避難	荷役・作業 中止係留強 化 または 港外避難	陸揚げ固縛ま たは 港外避難	情報注意 (場合によ っては港外 避難、機械 利用)	港外避難	陸揚げ固縛、 港外避難また は係留強化
津波警報 大津波警報	有	荷役・作業 中止・港外 避難	荷役中止・ 港外避難	陸揚げ固縛 (場合によ っては港外 避難)	港外避難	港外避難	港外避難また は着岸のうえ 陸揚げ固縛 (場合によ っては陸上 避難)
	無	荷役・作業 中止・陸上 避難	荷役中止・ 陸上避難	陸上避難	機械使用	港外避難	港外避難また は着岸のうえ 陸上固縛

情報注意…特に避難措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。

陸上避難…船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する、可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

港外避難…港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。(港外避難が間に合わない場合は、岸壁係留を強固に行い陸上避難)

機械使用…錨泊した状態で機関を始動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

陸揚げ固縛…プレジャーボート、漁船等の小型船を津波等により海上に流出しないように固縛する。



第二項 指定避難所の指定

津波災害から市民の生命、身体を保護するため、指定緊急避難場所、指定避難所の整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 指定緊急避難場所の確保及び管理

- (1) 津波災害から市民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難ができるよう整備しておくものとする。(資料編「資料49」)

なお、指定緊急避難場所は、基本対策編第六節第一項「別表 指定緊急避難場所」のとおり指定している。

- (2) 指定緊急避難場所へ通じる道は、定期的に点検を行い草刈り等の整備を行うものとする。

2 指定避難所の確保及び管理

津波による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保するものとする。

(1) 指定避難所

指定避難所は、基本対策編第六節第一項「別表 指定避難所」のとおり指定している。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知

(1) 指定緊急避難場所等の周知

市は、地域市民に対し、次の事項について周知を図るものとする。

- ア 指定緊急避難場所の名称
- イ 指定緊急避難場所の所在地
- ウ 避難対象の地区割り
- エ その他の必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難後の心得



第三項 津波避難ビル及び沿岸部緊急避難路の確保

津波による被害が想定される地域の中で、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域については、一時的に避難する場所を確保するため、その地域に所在する堅固な中・高層建物を津波避難ビルとして指定するほか、沿岸部地域については高台等への避難路の確保に努めるとともに、平常時から地域市民等への周知徹底を図る。

別表 津波避難ビル

No.	名 称	所 在 地
1	氷雪荘	中央1丁目 6-13
2	サフィールホテル稚内	開運1丁目 2-2
3	ホテル滝川	港2丁目 3-24
4	ニューチコウホテル	大黒1丁目 4-26
5	稚内グランドホテル	大黒2丁目 13-11
6	ホテル奥田屋	大黒3丁目 7-13
7	ホテルメグマ	声間2丁目 13-14
8	禅徳寺	宝来2丁目 8-13
9	風の宿 宗谷パレス	富士見4丁目 1837-1
10	中央団地 62-B-1	開運2丁目 1-6
11	宝来団地 15-1	宝来5丁目 3-38
12	宝来団地 22-1	宝来5丁目 3-39
13	富士見団地 13-1	富士見5丁目 1835-1
14	稚内大黒住宅 501	大黒4丁目 11-12
15	稚内末広住宅 501	末広5丁目 3-1
16	稚内末広住宅 502	末広5丁目 3-3
17	稚内末広住宅 503	末広5丁目 3-7
18	稚内末広住宅 504	末広5丁目 3-8
19	恵比須団地 57-B-2	恵比須4丁目 4-4
20	恵比須団地 56-B-2	恵比須3丁目 2-18
21	恵比須団地 53-B-2	恵比須1丁目 5-20

第四項 交通規制の設定



稚内警察署及び各道路管理者は、津波災害に備え、その被害状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

第五項 沿岸施設の点検・整備



(1) 港湾区域、防潮堤、護岸等の点検・整備

港湾区域、市沿岸域の防潮堤や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性を点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

(2) 河川堤防・護岸の整備

堤防や護岸について、日頃から安全性についての点検を行い、また、必要に応じて補修及び整備を行う。



第二節 津波襲来時の応急対策

第一項 災害広報

津波情報を迅速かつ的確に伝達するため、「基本対策編 第二章 第二節 地震及び津波に関する情報の伝達計画」の定めるところによる。

津波の発生時には、市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

このため、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、「地震・津波対策編 第二章 第二節 第一項 災害広報」による。

1 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 津波に関する情報（注意報、警報、特別警報、危険区域等）
- (2) 指定緊急避難場所等について（指定緊急避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 市民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のために必要とする事項

2 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、郵便局ネットワーク等）を利用して迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。



第二項 避難救出対策

津波災害時において、市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置及び救助救出については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。
- 2 救出にあたっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の市民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。
- 3 市民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。
- 4 指定避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。また、指定避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとする。



第三項 津波災害対策

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の対策については、次のとおりである。

- 1 応急対策の実施
 - (1) 市

津波の警戒、市民への避難等指示、救助活動等の必要な措置を実施する。
 - (2) 宗谷総合振興局

津波情報の収集及び市との連絡調整等を行う。
 - (3) 稚内警察署

被災者等の救助救出及び避難誘導、災害応急対策に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。
 - (4) 稚内海上保安部

津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。
- 2 津波の警戒

市など次の機関は、気象庁または大阪管区気象台の発表する津波注意報・津波警報・大津波警報・津波予報によるほか、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に対する警戒体制をとる。

 - (1) 稚内市

ア 消防機関の協力を得て沿岸市民に対し海浜からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

イ 津波注意報が発表された場合は、円滑に本部に移行できる組織として災害対策連絡室を設置し、第1非常配備体制をとり、警戒巡視を行うものとする。

ウ 津波警報が発表された場合は、直ちに本部を設置し、第2非常配備体制をとり、安全に配慮した上で警戒巡視を行うものとする。

(2) 宗谷総合振興局

漁港等の警戒にあたるとともに潮位の変化等津波情報の収集及び伝達を行う。

(3) 稚内警察署

沿岸の警戒警備にあたる。

(4) 稚内海上保安部

緊急通信等により船舶に対し津波予報等を伝達するとともに、巡視船艇により付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

3 避難

避難指示等については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところによるが、特に津波警報等が発表されたときには、市長は、直ちに市民等に対し避難指示を発令するものとする。

また、強い地震を覚知し、津波警報等の情報が入手できない場合であっても、市長が必要と認める場合は、市民等に避難指示を発令するものとする。

4 災害概況の調査

稚内警察署及び海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集に当たり、振興局、市、その他関係機関に通報する。また、市においても災害状況の把握及び情報収集に努めるものとする。

5 海上交通安全の確保

海上保安部は、海上交通安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第四項 生活関連施設対策



津波により生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての対策は、次のとおりとする。

1 水道施設

- (1) 被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

- (1) 被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、市民の生活排水に関する不安解消を図るものとする。

3 電気

- (1) 北海道電力ネットワーク(株)稚内ネットワークセンターは、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- (2) 電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、市民の不安解消に努める。

4 電話

- (1) 東日本電信電話(株)北海道事業部は、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、この計画に基づき直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になる又は通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。
- (2) 通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど市民の不安解消に努める

5 放送

放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災市民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

FMわっかない、NHKなどの放送機関は、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

第五項 広域応援



市及び消防機関は、津波による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

- (1) 市は、津波による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 稚内地区消防事務組合消防本部は、津波による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
- (3) 市及び稚内地区消防事務組合消防本部は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか他の市町村との応援の受け入れ体制を確立しておく。

[資料参考]

- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料編「資料 05」「資料 06」）
- ・災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書（資料編「資料 07」「資料 08」）
- ・北海道広域消防相互応援協定（資料編「資料 09」）
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料編「資料 10」）
- ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（資料編「資料 12」）
- ・緊急消防援助隊要綱（資料編「資料 11」）

第四章 災害からの復旧のための施策



災害からの復旧のための施策については、「基本災害対策編第五章 災害からの復旧のための施策」のとおり。